

隔月刊

2019

1

KIZUNA
no
"WA"

絆の輪

icw

税理士法人 絆

事務所通信 vol.166

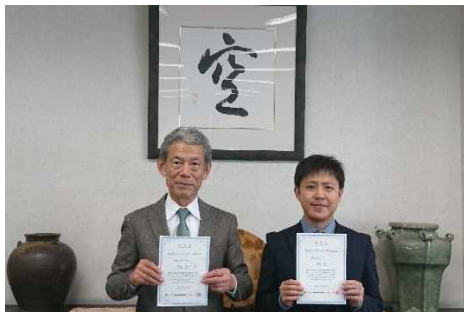


PHOTO: 鳥取県 大山

あけましておめでとうございます

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

おかげさまで小事務所は今年、開業 36 年を迎えます。これもひとえに皆様方のご支援の賜と厚く御礼申し上げます。これからも役職員全員の力を結集してお客様企業のご発展のため尽力して参ります。



さて今回のこの欄には正月にふさわしい話題をひとつ。

昨年 10 月福岡にて 3 日間の講義と 4 日目の試験というハードなスケジュールで行われました『M&A シニアエキスパート養成講座』に所長の隈部と高木誠税理士がチャレンジし、11 月末の結果発表で見事両名とも合格証を受け取ることができました(*^。^*)。

今年はこの資格を活かしてこれまでの業務に加え、お客様企業の永続的発展とハッピーリタイアメントのため M&A 業務（企業の買収と合併）にも尽力して参ります。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。結びに、皆様のご健勝と企業の益々のご繁栄を祈念申し上げます。

2019 年 1 月 1 日



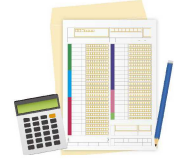
所長 隈部幸一

確定申告の季節がやってきました！

平成 30 年の確定申告の受付が平成 31 年 2 月 18 日から始まります

会社員の方は会社で行われる「年末調整」で 1 年間の税額が確定するのですが、

- * 給与収入（手取りではなく総収入）が 2,000 万円を超える方
- * 2 か所以上から給与をもらっている方など副業がある方
- * 給与以外の所得（収入から経費を差し引いた金額）が 20 万円を超える方
- * 還付を受けたい方（例えば初めて住宅ローン控除を受ける方・医療費控除を受ける方など）
- * 上場株式等を譲渡したことにより生じた損失を翌年以降に繰り越したい方



などは自分で 1 年間の税額を確定させ、3 月 15 日までに税務署へ申告と納付をする必要があります。還付申告の場合の受付は平成 31 年 1 月 1 日から 5 年間です。なお、申告と納付が遅れるとさまざまなペナルティ（遅延利息の性格を持つ延滞税、罰金の性格を持つ加算税などです。税率は遅れた期間により変わります。）があります。青色申告の方は 3 月 15 日を過ぎると青色申告特別控除額の 65 万円控除が使えなくなり、控除額は 10 万円になります。さらに 2 年連続遅れると青色申告の取消しとなり、さまざまな特典が適用できなくなりますのでご注意ください。

平成 30 年の申告で税金が多いと感じたら・・・

今後の税金を減らすには、経費を増やす方法と控除（所得から差引くもので、代表的なものに扶養控除、医療費控除があります。）を増やす方法があります。例えば税率 30%の方が 100 万円経費を増やした場合について考えてみましょう。税金は $100 \text{ 万円} \times 30\% = 30 \text{ 万円}$ 減りますが、経費を増やさない場合と比較して資金は $100 \text{ 万円} - 30 \text{ 万円} = 70 \text{ 万円}$ 減ります。節税目的のためだけの経費の増加は考えたいところですが、未払の経費の計上漏れがないか今一度確認が大事です。次に控除を増やす方法を考えてみましょう。フリーランスの方には退職金がなく、サラリーマンと比べて年金が少ないのが現状です。そこで、経費を増やすのと同様に資金が必要とはなりますが、以下の制度を使って控除を増やしつつ（税金を抑えつつ）、ご自分で退職金や年金となる資金を作ってみられませんか？

	小規模企業共済	個人型確定拠出年金 iDeCo(イデコ)
掛金	全額控除 掛金は月額千円から 7 万円 (500 円単位で変更可能。)	全額控除 掛金は 5 千円から 6.8 万円 (上限は加入資格により変わる。千円単位で変更可能。)
受取開始時期	65 歳から (180 ヶ月以上払い込んだ方) 廃業時 解約時	60 歳から 70 歳まで (原則 60 歳まで引き出せません。)
投資先・運用	自分で行わない	自分で行う (自己責任)
加入できる人	一定の個人事業主 一定の法人役員	20 歳以上 60 歳未満の方 (ただし、国民年金保険料を払っていない人・企業型の年金に加入している会社員で企業年金の規約で iDeCo 加入を認めていない場合を除く。)

「これって確定申告をする必要があるのかな？」など確定申告についてご不明なことがある場合には、弊所や税務署にお尋ねください。申告時期は大変混み合いますので早めのとりかかりが肝心です。



寺本由花子

かわごえ司法書士事務所様

熊本市西区上代にあります「かわごえ司法書士事務所」様をご紹介します。

所長の川越吉紘先生（写真中央）は熊本大学卒業後、5年間実務の修行を積まれ司法書士試験に合格、平成24年に独立開業されました。いつもにこやかで笑顔が似合う先生です。現在は2名のスタッフと一緒に事務所を運営されています。

司法書士は裁判所や法務局へ提出する書類の代理作成や、弁護士と同じように簡易裁判所の民事事件で当事者の代理人として和解交渉などが行えます。そのほか、相続発生前の生前対策としての遺言書の作成や家族信託（民事信託）の利用のサポート、成年後見制度利用の支援なども行っています。司法書士は相続発生前の段階から相続発生後の不動産登記などの各種手続きまで一貫して相談することができる専門家です。

不動産や商業登記の手続きが分からない、家族間で問題なく相続するために今何をすればいいか分からないなどお悩みの方は是非一度相談なさってください。



かわごえ司法書士事務所

〒860-0068 熊本県熊本市西区上代1丁目2番22号2階

電話番号 096-288-0707

営業時間 平日9時～18時



西東和哉

💬 Seminar information

第1期 社長塾スタート

11月28日から「社長塾」を開催しております。

弊所では以前から「社長のための勉強会」を実施しておりましたが、今回は数年ぶりの開催になります。

第一回は「最近の税務調査について」のテーマで、弊所所長 隈部幸一が講師を務め、税務調査での体験談・現在の税務調査の動向・書面添付制度についてお話ししました。



以下は参加者の声です

- ★私的な支出の領収証も保管すべきだと思いました。
- ★昔の「経営研究会」を思い出しました。
- ★閾値の話が参考になった。
- ★初心にかえて励もうと思った。

第1期「社長塾」は毎回違うテーマで開催しています。

1月18日（金）のテーマは「キャッシュフロー経営について」です。たくさんのお申込みをお待ちしております。



研修委員会 檜橋慶子

弊所のセミナーは同封のチラシまたはHPの「セミナー案内」にてお知らせをしております。

今年も皆様のお役に立てるセミナーを企画していきたいと思っております。

お申込みをお待ちしております。

事業承継について一緒に考えてみませんか

団塊世代の経営者が引退期を迎えようとしている現在、日本は大企業承継時代に突入しています。政府は中小企業の円滑な世代交代に向け、昨年スタートした「特例事業承継税制」をはじめ、遺留分に関する民法の特例や事業承継における融資・保証制度などの支援策を打ち出しています。なんとなく必要性を分かっている先延ばしにしがちなのが事業承継対策です。できるだけ早く対策を講じていくことが、資金的にも人的にも承継を円滑にすすめるポイントです。事業承継委員会では、まず、財産評価基本通達を基にした自社の株価（現在の会社の価値）を把握することを提案しています。昨年は数十件のお客様の株価算定を行いました。また、その計算を基に相続対策や、贈与、特例事業承継税制の適用などをお客様と一緒に考えていきます。株価算定が必要ではないかと委員会で考えたお客様には、現在、その理由を記載した確認書を作成し、各担当者が監査時にご説明しております。ご不明な点などございましたら、お気軽に担当者か委員会へお問い合わせください。M & Aの案件には、M & Aシニアエキスパートの隈部と高木が対応しております。



事業承継委員会
島田英子

☕ Coffee Break

お伊勢参り弾丸ツアー

10月初旬に、2泊3日で三重県の伊勢神宮に行ってきました。2泊と聞くと優雅に聞こえますが、実は北九州からの名門大洋フエリーで行きも帰りも船中泊の弾丸ツアー！面白そうなので、乗ってみました。行きは17時に新門司港を出発し、大阪南港に翌日5時30分に着く第1便です。2等室ではありますが、個室を選びましたので、ぐっすり眠ることができました。また、レストラン、売店、お風呂もあり、優雅な船旅を少し味わえます。大阪からはバスで一路三重県へ。夫婦岩を見学し、伊勢神宮に到着。



仕明一宏

伊勢神宮は、外宮(げぐう)と内宮(ないくう)の二つの正宮があり、外宮から参拝して内宮を参拝するのが正しい順番だそうです。参拝後は、すぐ近くにある「おかげ横丁」で食事と買い物。名物の「赤福」「ふくすけの伊勢うどん」「豚捨のコロッケ」「団五郎茶屋の松阪牛串」などを制覇しましたが、名物が多すぎて、食べ歩きは時間切れとなりました。日常生活を離れての旅は、遊びと学びが味わえるひと時です。さて、次はどこへ行こう！

NEW Kizuna's Info

いじまでございます

9月に入社しました井嶋健士（いじまけんし）と申します。8月まで専門学校で税理士試験の勉強をしていました。現在は働きながら今年8月の税理士試験に向けて勉強を続けています。新社会人ということもあり、不慣れなことも多々ありますが仕事と勉強の両立を精一杯頑張っています。どうぞ宜しくお願い致します。

税理士法人絆は積極的にご相談に応じています。お知り合いで会計事務所をお探しの方や税金でお困りの方などいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。

経営革新等支援機関



税理士法人 絆

KIZUNA Certified Public Tax Accountants' Co.

〒860-0816 熊本市中央区本荘町 719

☎096-363-4520 <http://www.kizuna-tax.jp>